

ワイドバンドシステム研究会 ポスターセッション若手奨励賞 選奨規定
(令和 6 年 6 月 28 日 専門委員会議決)

第 1 条 ワイドバンドシステム研究会ポスターセッション若手奨励賞（以下、奨励賞と略す）は、ワイドバンドシステム研究会への積極的な発表を促すことを目的として、ワイドバンドシステム研究会ポスターセッションにおいて、特に優秀な発表を行った者で、次の各号のすべてに該当する者に対して授与される。

イ. 当該セッションの開催年の 12 月 31 日において 33 歳の誕生日を迎えていない者であること。

ロ. 第一著者として登録、かつ、当日発表を行った者であること。

ハ. 本奨励賞を受けたことのない者であること。

第 2 条 奨励賞の受賞者には、賞状ならびに副賞を授与する。副賞は、1 件あたり 5,000 円相当の図書カードとする。

第 3 条 奨励賞の受賞者を選定するため、選奨委員会を設置する。本選奨委員会の審議にもとづき授賞候補を絞り、本表彰制度の趣旨を鑑みた上で、ワイドバンドシステム研究専門委員会幹事団が合議により授賞者を決定する。

第 4 条 選奨委員会の構成ならびに授賞候補者の具体的な選定方法については、別途定める。

第 5 条 授賞者の氏名、発表題目等をワイドバンドシステム研究会ホームページ等で公表する。

第 6 条 この規定の改廃は、ワイドバンドシステム研究専門委員会の議決によって行う。

付則

この規定は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

選奨委員会の構成ならびに授賞候補者の選定方法

- ・ 本選奨委員会は、委員長または副委員長 1 名、幹事 1 名、発表を聴講した専門委員若干名によって構成する。
- ・ 本選奨委員会は、選奨対象となる講演者の発表について、本選奨委員会構成委員を含む当該発表について専門的な知見を有する 2 名以上に採点を依頼する。
- ・ 本選奨委員会は、選奨対象となる講演者の発表の採点結果を集計し、特に優秀な発表を行った講演者を授賞候補者として選定する。

以上